

第21回東京圏国家戦略特別区域会議  
千葉市提出資料

平成30年5月30日  
千葉市長 熊谷 俊人



# 都市部におけるオンライン服薬指導の実施

～スマホ・タブレットを活用した「一気通貫」のオンライン医療サービスの実現～

## 規制改革提案

## 新規提案

オンライン診療が行われた患者については、**その患者の居住する場所にかかわらず、都市部においてもオンラインでの服薬指導を可能とする。**

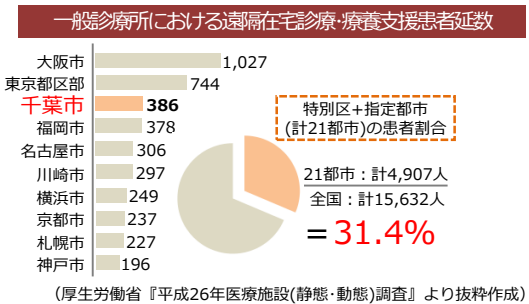
(現行制度) 医療資源の乏しい特定の区域 ①に居住する者に対し、遠隔診療が行われた場合に、薬剤師が本特例の利用者の居住する場所を訪問させることが容易でない場合 ②に、テレビ電話装置等を用いて遠隔服薬指導を行わせることを可能とするもの。

- ①「**地域のニーズ**を勘案し、**附帯決議**などの趣旨を踏まえた上で、特定区域を定めること」(同通知) (H29.11.10薬生発1110第2号 厚生労働省施行通知)
- ②「**利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合**又は**通常の公共交通機関の利用が困難な場合**」(H28.9.1厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第31条)

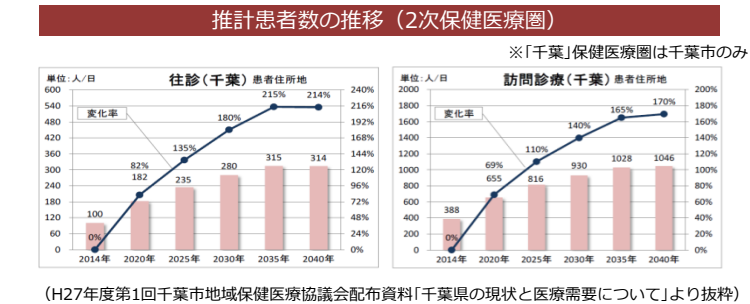
➡ **千葉市(都市部)において、この制度に基づき実施することは困難**

## 千葉市におけるオンライン服薬指導の実施目的

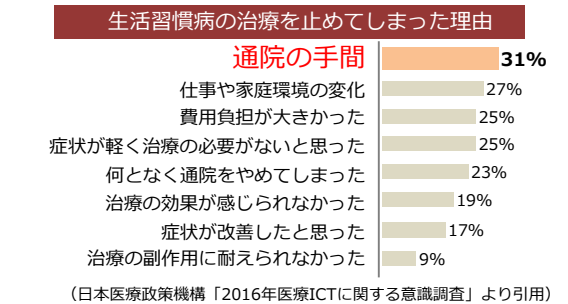
### 都市部における遠隔診療の現状



### 在宅医療の増加予測



### 様々な事情で起きがちな“治療中断”



都市部にも**オンライン診療の利用者**が存在

高齢者人口の増加により、**在宅診療**が必要な患者数が更に増加する見込み

通院の手間などから**慢性疾患**の治療中断が生じ、重症化が懸念される

都市部で増加するニーズに対し、**通院負担軽減による通院率向上、慢性疾患等の重症化防止、医療費抑制が求められる**

- 👉 対面診療を補完する**オンライン診療の活用**
- 👉 加えて、診療～服薬指導、薬の授受までの**「一気通貫」のオンライン医療の実現**

(想定される対象者への効果) 高齢者、就業者層、子育て世帯等において、**生活の利便性向上とともに、医療機関や薬局での待ち時間に対するストレスからの解放、時間の有効活用**

# 都市部におけるオンライン服薬指導の実施

～スマホ・タブレットを活用した「一気通貫」のオンライン医療サービスの実現～

**実証エリア** ※市内のうち、まずは以下のエリアで実施

- 千葉市美浜区打瀬1～3丁目（幕張ベイタウン）
- " 若葉3丁目（若葉住宅地区） ※若葉住宅地区については2019年4月より順次入居となることから、今後実施を検討。

## <エリアの特徴>

- ・約1km四方に人口約25,700人がコンパクトに集積
- ・将来的にはドローンによる無人配送を目指しているエリア

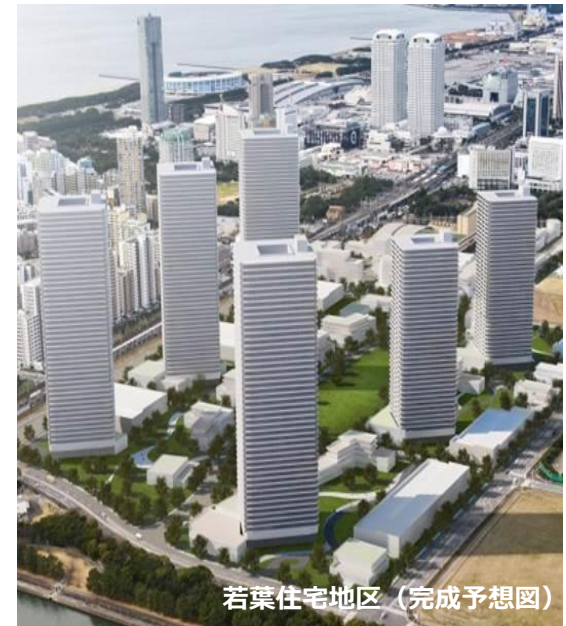
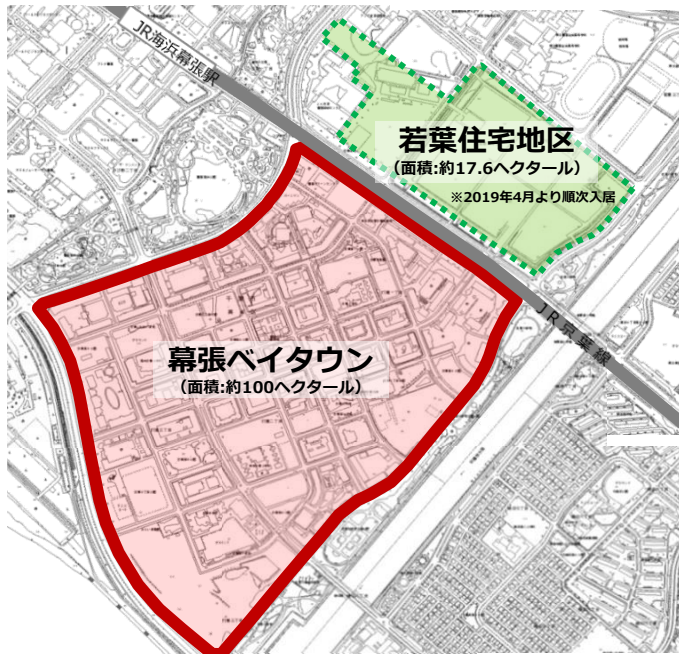
➡ **多くの利用者見込み  
事業者が参入しやすい環境**

- ・街びらき(1995.3)から20年以上が経過
- ・40～50代の人口割合（約43%、約11,000人）および  
※市平均29%  
 県外への通勤者割合（約40%、約5,400人）が市内No.1  
※市平均22%

➡ **40～50代の忙しい就業者  
「高齢者予備軍」が多く住むエリア**  
 …今後爆発的に高齢化が進むおそれ

- ・0～14歳の年少人口割合(約19%、約4,800人)も市内屈指の高さ

➡ **子育て世帯が多く、居住年齢層の若いエリア**





# 都市部におけるオンライン服薬指導の実施

～スマホ・タブレットを活用した「一気通貫」のオンライン医療サービスの実現～

## 実施スキーム（イメージ）

